

2023年4月14日

近畿運輸局長 金井昭彦様

全大阪消費者団体連絡会
事務局長 米田覚



大阪地区タクシー運賃改定審査に当たっての要望書

日頃は交通安全の確保、災害の防止、環境の保全等の交通政策において、市民・消費者の生活向上にご尽力いただきありがとうございます。

さて、今年1月10日に大阪地区タクシー運賃改定審査の開始決定が公表されました。また、4月10日には一般社団法人大阪タクシー協会により「大阪地区タクシー運賃改定申請説明会」が開かれ、弊会も参加させていただいたところです。

弊会は消費者団体として、移動の自由を担保する安全安心で便利な公共交通機関としてタクシー業界が健全なサービスと経営を維持していくために妥当な運賃改定であれば、消費者の利益向上の観点からも必要と考えます。一方、物価高騰が家計に大きな影響を及ぼしている現状においては、経営効率化の努力を尽くして、必要最低限の改定にとどめていただくことも求めたいと考えます。

今回の改定申請については、4月10日説明会での、コロナ禍による需要の大幅な減少、タクシー運転者の賃金低下と年齢構成の歪み等についてのご報告を踏まえれば、運賃改定の一般的な必要性については理解できます。特に、安全確保とサービス向上にとって最大の鍵となるのが運転者の労働条件の改善とモチベーションアップにあることを、消費者団体として改めて感じたところです。この点につき、タクシー協会の「供給力不足の解消のために、運転者の賃金向上と魅力ある職場づくりが急務」とのご説明は納得できるものです。

しかし、残念ながら、運賃改定水準の妥当性、改定に当たっての経営効率化の努力、運転者の労働条件改善についての数値を含めた具体的な計画や見通しについては十分な説明がなかったものと受け止めています。

つきましては、近畿運輸局での審査の過程において、以下の項目について十分に検討・考慮いただくことを要望します。

1. 公共料金として妥当かつ必要最低限の改定となるよう審査すること

今回の運賃改定審査に当たっては、①公共料金として総括原価に適合しない費目・費用が含まれていないか、②燃料油脂費が現状より高い時点での価格で申請されていないか、③運転者人件費や安全対策費を除いた一般管理費を中心に経営効率化の努力が織り込まれているか、という視点について特に留意し、審査に当たっていただきたい。

2. 事業者団体に対し、運賃改定申請内容の公表を積極的に行うよう促すこと。

令和4年12月16日近畿運輸局長公示「一般常用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請の審査基準において」の別紙5「タクシー事業の情報提供ガイドライン」が、「第一 事業者団体における情報提供（2）運賃改定申請時及び実施時の情報提供」の（運賃改定申請時）には、「②収支の年度実績及び平年度の推定（平年度の需要見通しを含む）」、「③これまでの経営合理化の状況、今後の取組み」と記載していることを踏まえて、事業者団体に働きかけていただきたい。

3. 事業者団体に対し、今回運賃改定後のフォローアップを行うことを促すこと。

近畿運輸局としてのフォローアップも実施すること。

前記「タクシー事業の情報提供ガイドライン」が、事業者団体と近畿運輸局の双方に対して、「運賃改定のフォローアップ（定期的に公表）」と記載していることを踏まえて実施していただきたい。

また、令和元年12月13日近畿運輸局「近畿管内のタクシー運賃改定について」には、「5. 今回の審査の考え方」として、運転者の労働改善措置の実施、その考え方の利用者への積極的な表明、改善状況の自主的な公表などを指導するとしたことを踏襲し、特に重要となっている運転者の労働条件改善について同様の指導を行うこととしていただきたい。

4. タクシー運賃改定審査手続きを見直すこと。

タクシー運賃の改定審査では、運輸局からは、開始段階においては「申請の概要」として改定率等しか公表されず、収支実績や推定収支は改定後にしか公表されないため、利用者が内容を検討することができません。また、パブリックコメントも行われておらず、一般の利用者が意見を述べる場がありません。公共料金の認可手続きとして、公的に、広く具体的な申請内容を公表し、意見募集することをご検討いただきたい。

以上